平成２１年（フ）第２３２号
静岡県熱海市山手町４番20号　森塗装従業員宿舎、住民票上の住所神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋687番地の３
債務者　谷川倭文夫
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３６０７号
愛知県春日井市味美西本町1546番地
債務者　未来Ａ・Ｔ・Ｍカンパニーこと　上村哲也
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　宇子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月29日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５号
福島県いわき市草木台２丁目18番地の１　グリーンスパーク109―402
債務者　大和田亜紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍛冶　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２８９号
静岡県沼津市柳町３番39号
債務者　宮代　淑子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第９号
富山県魚津市上口２丁目14番10号
債務者　浜浦小百合
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１０号
富山県魚津市上口２丁目14番10号
債務者　浜浦　保
1　決定年月日時　平成21年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小路　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成21年11月３日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４５号
長野県佐久市小田井658番地17
債務者　関谷　靖久
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年11月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所佐久支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４３号
千葉県成田市中台３―４―５―204、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ562番地15
債務者　阿部　愛香
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２７３号
千葉県八街市富山1314番地3505
債務者　佐久間裕二
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２７８号
千葉県八街市大関193番地　川島ビル201号
債務者　保坂　和彦
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２７９号
千葉県八街市東吉田227番地85
債務者　葉月　良介
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第７８号
千葉県木更津市高柳２丁目12番14号
債務者　金子　祥一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第４１６号
川崎市川崎区桜本２丁目22番８号　レスポワールコーポ101
債務者　鈴木　恵美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
名古屋市千種区茶屋坂通２丁目23番地　コスモハイム茶屋ヶ坂803号
債務者　濱口　文子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５７６号
愛知県春日井市穴橋町２丁目９番地34
債務者　大竹　将幸
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７５９号
名古屋市南区城下町３丁目46番地の１　スリーシャイン大磯802号
債務者　勝田ちとせ
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４８号
愛知県瀬戸市中品野町723番地　グリーンハイツ小山105
債務者　加藤　太吉
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字砂割83番地１
債務者　小田桐範明
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部